

川崎市生活自立・仕事相談センター運営業務委託の受託事業者募集に
係る質問書の回答について

番号	質問	回答
1	<p>【居住支援の実施要件について】</p> <p>『仕様書』の「8 センターの体制及び職員の役割（2）職員の役割 キ 備考」において、居住支援の実施にあたり、「相談支援員初任者研修」及び「居住支援事業支援員初任者研修」を修了した者を配置すると示されています。こちらについては、全国社会福祉協議会主催のみならず、都道府県単位で開催される生活困窮者自立支援制度人材研修の修了でもよろしいでしょうか。</p>	<p>居住支援においては、厚生労働省が実施（全国社会福祉協議会主催）の「相談支援員初任者研修」及び「居住支援事業支援員初任者研修」を修了した者を配置することを条件としています。</p> <p>なお、都道府県単位で開催される生活困窮者自立支援制度人材研修についても、修了していることが望ましいです。</p>
2	<p>【統計データの取得定義について】</p> <p>『仕様書』の「6 統計データについて」では、月単位の統計項目について示されています。そのうち、以下の点についてご教示願います。</p> <p>① 「(2) 新規相談受付件数のうち、面接相談員による初回面接を行った相談者数」とありますが、これは相談への同意取得に至らなかった相談者を含む数という理解でよろしいでしょうか。</p> <p>② 「(7) 初回面談以降の相談者からの電話件数」とありますが、これは予約日時の変更等、軽微な連絡も含めるという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>「(8) 1面接相談員ごとの初回面接件数（オンライン、出張相談との区別も含む）」と「(9) 1自立相談支援員、1家計改善支援員ごとの訪問・同行・面接（オンラインとの区別含む）件数および担当する相談者の数」とありますが、これは全体の総数から一人当たりの件数を算出するのではなく、職員個々の対応件数をお示しするという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>①相談への同意取得に至らなかった相談者は含みません。ただし、同意取得に至らなかった相談者についても、『仕様書』の「6 統計データについて」(13)に基づき、同意取得した相談者と区別して、統計することは可能となります。</p> <p>②お見込みのとおり、「(7) 初回面談以降の相談者からの電話件数」は軽微な連絡も含めて含めて差し支えありません。</p> <p>「(8) 1面接相談員ごとの初回面接件数（オンライン、出張相談との区別も含む）」と「(9) 1自立相談支援員、1家計改善支援員ごとの訪問・同行・面接（オンラインとの区別含む）件数および担当する相談者の数」については、職員個々の対応件数をお示しください。</p>
3	<p>【電子ファイルの提出方法について】</p> <p>『募集要項』の「9 参加意向申出書・提案書の提出等（2）企画提案書等の提出」において、1ファイルのPDF形式による提出が示されています。この場合、ア～オの5種類の書類について、それぞれ5つのPDFファイル（例：企画提案書.pdf、概算見積書.pdf）で提出するのか、あるいは1つのPDFファイルに結合処理をして提出するのかどうか、ご教示願いますでしょうか。</p>	1つのPDFファイルに結合処理したものをご提出ください。